

高齢者虐待防止のための指針

社会福祉法人浜中福祉会

第1条 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。

社会福祉法人浜中福祉会（以下法人という。）の各事業所では、利用者への虐待は人権侵害であり犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い業務にあたることとします。

第2条 高齢者虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

法人では、虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって「高齢者虐待防止委員会」及び「身体拘束廃止委員会」を設置しています。

2 委員会については、法人の各委員会規程に準拠します。

第3条 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。

- ①定期的な研修の実施（年1回以上）
- ②その他必要な教育・研修の実施

第4条 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ①虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処します。
- ②緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

第5条 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- ①利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合の相談窓口は、法人の虐待防止責任者とする。
- ②事業所内で虐待等が疑われる場合は、虐待防止責任者に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。

③高齢者虐待防止委員会委員は、虐待防止担当者として、法人の各事業所における虐待防止に取り組み、虐待が疑われる事案または利用者への不適切な対応事案があったときには虐待防止責任者である委員長に報告し指示を受けます。

④事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。

第6条 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

第7条 虐待等に係る苦情解決方法

法人では、利用者や利用者家族からの苦情解決に向けた取り組みとして、苦情解決委員を選任し、第三者委員会として「苦情解決委員会」を設置しています。

2 委員会については、法人の各委員会規程に準拠します。

第8条 当指針の閲覧について

この指針は、利用者及び利用者家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

第9条 その他

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、入居者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

附 則

この指針は、公布の日より施行します。